

河内長野市立保育所民営化基本方針

はじめに

少子化が急速に進行する中で、女性の社会的な進出や就労の拡大により、保育サービスを取り巻く環境は大きく変化してきている。また、核家族化やひとり親家庭の増加などから、子育て支援施策の拡充が課題となっている。

一方、今日自治体は地方分権により財政構造が変わる中で、急速な高齢化や社会経済情勢の変化などから極めて厳しい財政環境に置かれている。このため、本市においても、財政の健全化を緊急かつ重要な課題として、平成19年度に「第2次河内長野市財政健全化プログラム」を策定し取り組みを進めている。

こうした状況において、保育サービスを充実し、河内長野市全体の子育て支援を推進するには、多様で柔軟なサービスが可能な民間保育所の活力をいかしていくことが必須のことと考え、公立保育所1箇所を民間化を進めるものとした。

本基本方針では、民間化にあたって、目的や実施方法、また公立保育所と民間保育所の役割分担を明らかにし、今日求められている子育て支援施策のあり方を示すものとした。

1. 保育所の状況

保育所は、保護者が就労などのために、家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設であり、公民が連携して保育需要に対応している。本市の認可保育所は、公立2箇所、民間12箇所の合計14箇所が設置されている。

保育所の設置経営の形態は、公立であっても民間であっても、法定化された一定の基準に基づいて運営する義務があり、保育内容については、公民共に保育所保育指針に基づき実施している。

また児童福祉法により、保育の実施主体は市と定められており、保育所の入所受付事務等は、公立、民間を問わず市が行い、保育も市の責任で実施している。さらに、保育料は公民同額であり、保育所開所日といった基本的な枠組も同様である。

表 1. 公立、民間保育所の定員および入所の状況（平成 23 年 4 月）
（単位：人）

	定員	入所児童数
公立（2 箇所）	240	222
民間（12 箇所）	1,035	1,104
合計	1,275	1,326

2. 待機児童の状況および保育の現状

全国の人口動態同様、本市でも人口減少が続いており、特に就学前児童数は、平成 16 年に 6,278 人であったのが、平成 23 年には 4,689 人と、7 年間で 25%以上減少している。このため、待機児童数も減少し、平成 22 年度を除き、平成 19 年度以降ゼロで推移している。

このような少子化傾向にもかかわらず、現在の社会経済状況を反映して、保育所への入所申込数はやや増加傾向にある。

表 2 待機児童の推移（4 月 1 日）（単位：人）

	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
公立保育所合計	2	7	2	1	0	0	0	0	0	0
民間保育所合計	15	27	28	10	5	0	0	0	1	0
合計	17	34	30	11	5	0	0	0	1	0

表 3 保育の現状（単位：箇所数）

	通常保育	延長保育	障がい児保育	一時保育	支援センター
公立	2	2	2	0	1
民間	12	12	12	12	2
合計	14	14	14	12	3

就労形態や家族形態の多様化から、保育サービスの多様化が求められ、柔軟な運営が必要となってきた。本市においては、表 3 のとおり、通常保育事業以外の一時保育については、民間保育所で実施されている。

また、支援センターなど家庭内保育者のニーズへの対応も、今後ますます重要となってきた。

3. 保育所の運営経費

- ①保育所運営には、市税をはじめ多くの公費が投入されており、厳しい財政状況においては、より効率的な運営が求められる。しかし、運営経費は、児童1人1ヶ月当たり公立保育所は159千円、民間保育所は92千円と公立の方が約1.7倍の経費がかかっている。民間保育所が入所児童全体の8割以上の保育サービスを担っている中で（公立保育所定員240名、民間保育所定員1,035人）、このようなコスト差があることは、厳しい財政状況にあって、大きな課題である。
- ②平成17年度から国の三位一体改革により、保育所運営費負担金は民間保育所のみを対象にしたものとなっており、公立保育所が民営化されれば国および大阪府からの負担金も見込める現状にある。

4. 民営化の目的

公立保育所の民営化は、保育コストの削減だけを目的とするものではなく、民間保育所と公立保育所の役割分担を明確にし、今日求められている効率的な手法による多様な保育サービス（延長保育・休日保育）の実施、地域における子育て支援の充実などを図り、河内長野市全体の保育水準を高め、子育て環境の向上に寄与することを目的とする。

5. 保育サービスの公民の役割分担

本市では、公民が連携して保育需要に対応している。また、通常の保育サービスについては、認可保育園として既に長年に渡り、公民同じ保育サービスで実施されている。

【民間保育所の役割】

- ①本市の民間保育所は、これまでも児童福祉の理念に基づき保育に欠ける児童を保育してきただけでなく、延長保育や一時保育あるいは障がい児保育などにも積極的に対応するとともに、待機児童解消のため弾力的な受け入れなど、本市の児童福祉の向上に大きく貢献しているが、今後ともそれぞれの独自性を生かしながら、社会的なニーズに的確に応える経営に努めていくこととする。
- ②多様で柔軟な保育サービスが求められる今日、民間保育所の方がより弾力的かつ効果的な運営が可能であり、全体としての保育サービスの拡充に繋がる現状にあることから、通常の保育サービスについては、基本的に民間保育所が担うものとする。

【公立保育所の役割】

- ① 今日、発達障がいへの対応、母子保健との連携や発育相談など新たな保育サービスの課題がある。公立保育所は、民間では担いきれない専門性や専門機関との連携が必要な障がい児保育など配慮や適切な対応が必要な保育を担うとともに、子ども家庭センターと連携し、虐待ケースや緊急性のあるケースなどに対応するものとする。
- ② 公立保育所は、地域の子育て支援の拠点施設と位置付け、基準となる保育を実施する中で、民間保育所を包括的に支援するとともに、保育所に通う子どもだけではなく、在宅の子どもを含めて市全体の子どもを支援する役割を担うものとする。

6. 民営化する保育所、存置する保育所

- ① 公民の役割分担の観点から、「汐の宮保育所」を民営化し民間活力を導入することにより、地域で求められる保育ニーズに柔軟かつ速やかな対応を図る。
- ② 入所定員は、汐の宮保育所90名、千代田台保育所150名であり、重度の障がいや医療的配慮が必要な児童のセーフティネットとしての役割を考慮し、定員の多い千代田台保育所を存置する。
- ③ 存置する千代田台保育所は、経験豊かな人材の有効活用などにより、配慮を必要とする保育の先導的な役割を担うとともに、併設している「子育て支援センターちよだだい」とともに、地域の子育て支援の拠点としての役割や、保育現場の情報を保育行政に反映させるための情報収集拠点としての役割に重点化することとする。

7. 民営化の効果

- ① 民間保育所は、職員配置や財源の活用において柔軟かつ効果的な運用が可能であり、定員枠の拡充や弾力化が期待できる。
- ② 公立保育所は市の行政組織の一つなので、予算制度の制限があり、事業の実施については法令等に基づいた手続きを経ることが必要になり迅速性に欠ける面があるが、民間保育所は、利用者の要望に対して迅速に対応できる体制にあることから、この利点を生かした一時保育事業や休日保育事業を積極的に推進することができる。
- ③ 民営化で捻出できる人材と財源を活用し、河内長野市全体の子育て支援施策を拡充することができる。
- ④ 次代の社会基盤を担っていく子どもたちの育成は、市の重要な責務であり、その責務を果たしていくために必要な保育所施設の大規模改修や建替え等は、将来大きな課題となる。地方分権の推進により、保育施設整備に対す

る国の考え方も変化しており、公立保育所に対しては財政支援がなくなり、施設整備費補助の対象は、民間にシフトしている。このため民営化後は、国庫補助金を活用して保育施設の大規模改修や建替えが可能となる。

- ⑤各保育所の保育理念に基づき、それぞれの独自性により、各種催し物の多様性や利用者のニーズに応じた柔軟な対応が期待できる。
- ⑥公民の役割が明確になり、地域全体の子育て支援が拡充されていく。
- ⑦効率的な行政運営に資することができる。

8. 民営化の実施方法（実施計画）

（1） 民営化の進め方

- ①汐の宮保育所に入所している児童やその保護者は、保育士の変更に不安を感じると考えられる。その不安を解消し円滑に移行するために、移管先となる事業者の決定から民営化までの間に十分な期間を確保し、2年間の引継ぎ期間を設けるなど、新旧職員での合同保育を実施する。また、公立保育所に勤務する非常勤職員の雇用について、移管先となる事業者に要請することにより、保育士が大幅に変わらないように配慮する。
- ②民営化により生じる様々な課題を整理し、十分な対応策を実施する。
- ③民営化の先行事例を調査し、保育内容の維持継続には万全を期していく。

（2） 民営化の手法

民営化の手法としては、設置主体・運営主体ともに民間に移行する「民設民営」方式と運営主体のみを民間に移行する「公設民営」方式がある。

「公設民営」は、施設整備や人員配置などにおいて市との協議を要し、民間保育所の特性である柔軟性、迅速性を生かした対応が発揮しにくいこと、また財政面から国や大阪府からの運営費補助が対象外になる制約がある。

このことから、民営化の手法は「民設民営」方式とする。

（3） 用地、建物、設備等の取り扱い

民間事業者の独立性や市の財政的効果を考えると、民営化する保育所の用地や施設は有償での譲渡もしくは貸与が望ましいと考えられる。しかし、この初期段階での負担は、新たな運営主体にとって将来の安定性、継続性に大きな影響を与える。

そのため、事業者の負担を軽減し、民営化をはかる公立保育所からの事業の継続性をできるだけ確保するために、建物や施設備品等については現有設備を引き続き使用する場合は無償で譲渡するものとする。また、用地は原則有償貸与とする。

（4） 民営化の設置・運営主体

認可保育所の運営主体は地方公共団体・社会福祉法人に限定されていたが、国の規制緩和により株式会社・学校法人・NPOが参入することが認められている。しかし、現状において、民設民営の受け皿（運営主体）については、保

育所運営の安定性や継続性の確保の観点から、認可保育所の経営実績がある社会福祉法人とする。また、資金計画や経営状況において健全性と透明性が確保できる社会福祉法人とする。

(5) 事業者の公募・選定

運営事業者は、前項の条件を満す法人により、公募による企画提案方式（プロポーザル）とし、選考委員会を設置し決定する。